

令和2年12月19日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
秀光中等教育学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第41報-4】

－ 多賀城校舎所属生徒への対応について －

平素より本学園の新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

【第41報-3】のとおり、12月17日（木）保健所によって12月14日（月）から自宅待機中の生徒1名がPCR検査で陽性と確認された生徒の濃厚接触者として特定され、PCR検査を受けるよう指示されました。これに伴い、本学園では多賀城校舎を対象に12月17日（木）正午から臨時休業を実施しました。12月19日（土）13時に当該生徒のPCR検査が陰性であったことが確認されました。一方、PCR検査で陽性と確認された生徒は12月11日（金）まで多賀城校舎に登校していたことが確認されております。

これを受け、本学園としては『新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を参考に、下記のとおり多賀城校舎の臨時休業を解除の上、【第41報-2】のとおり対象となるコースの一部学年でオンライン授業を12月25日（金）まで継続いたします。今後については対象となるコースの一部学年に当該コースより連絡がありますのでご承知ください。

なお、関連する生徒について、個人情報保護の観点から学年・氏名等の公表は致しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本学園といたしましては、今後も保健所からの指示に従い、生徒の安全を確認しながら、最大限の対応を進めます。緊急連絡等については、Classi、本学園ホームページ、緊急メールで、ご確認するようお願いいたします。

つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 臨時休業期間の解除について
12月21日（月）に仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業を解除する。
2. 臨時休業措置を解除する校舎
多賀城校舎
3. 対象となるコースの一部学年について
 - A) 対象となるコースの一部学年所属の生徒は12月25日まで部活動への参加を禁止する。
※12月11日から12月25日まで遠征やオンライン授業等の関係で多賀城校舎外にいる者については対象外とする。
 - B) 不要不急の外出の自粛、日々の健康観察・検温等、生徒の健康管理の徹底をお願いします。

- C) 新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合（発熱等の風邪の症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）、味覚・嗅覚障害）は、仙台市・宮城県の電話相談窓口（TEL022-211-3883、022-211-2882）に連絡し、相談・指示を受けるようお願いする。
- D) 生徒が、C) のような症状が見られた場合には、本学園(022-256-4141)にも必ずご連絡をいただくようお願いする。
- E) 電話・Classi 等により、生徒の体調や生活、学習状況について伺うことがある。

以上